

本庁舎敷地の選定について

1 本庁舎敷地の選定に際して考慮すべき要件

①敷地面積【基本構想第5章1（1）】

新庁舎に必要な延床面積は、約5万㎡と想定される。駐車場スペースや緑地等の屋外スペースを考慮すると、概ね2ha程度の敷地が必要となります。

②市内各所からのアクセス容易性【基本構想第5章1（2）】

本庁は、各区役所・出先機関の統括や連絡調整を行うほか、建築確認や開発許可など、一か所で実施した方が効率的な専門的な業務を実施することから、市内外からのアクセスも容易である必要があります。

特に非常時には、災害復旧も実施（道路・下水道など）する中枢機関となるため、市内各所へのアクセスや他の官公署へのアクセスが容易である必要があります。

参考：千葉市の人口重心（H22年国勢調査）は、椿森中学校付近

③非常時の流通経路確保【基本構想第5章1（3）】

周辺の官公署や関係機関等との連携体制を構築するため、災害にも強い交通網を活用できる立地であることが求められます。本庁舎敷地は、緊急輸送道路と接しているほか、耐震強化岸壁を持つ千葉港に近く、災害時に交通遮断があった場合でも海上輸送を利用できるなど、物流の経路を確保しやすい立地となっています。

④関係機関等の集積状況【基本構想第5章1（4）】

通常時・非常時を問わず、行政は関係機関等と連携して市民生活等を支えていく必要があります。現在の本庁舎敷地の周辺には、市民の安全と安心を支える企業・団体等の中枢機能が集積しています。また、本庁舎敷地に隣接するみなと公園と併せると7haの広大なスペースが確保されていることから、通常時・非常時ともに様々な連携を構築可能な環境にあります。

2 本庁舎敷地の検討

上記の要件から、検討可能な市有地として①千葉駅西口再開発用地（B棟）、②千葉公園の2敷地が想定されましたが、下記の理由から候補地とはなりませんでした。

①千葉駅西口（B棟） 敷地面積、容積率の関係から5万㎡の延床面積を確保できない。

②千葉公園 都市計画決定を受けた公園であるため、都市計画の変更が必要。



現本庁舎敷地は4haあり、現庁舎を稼働させながら新庁舎の建設が可能であるため、以上の検討も踏まえて、新たな本庁舎敷地の検討は不要と判断しました。